

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、国においては、障がい者及び障がい児（以下「障がいのある人」という。）が個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に寄与することを目指して、様々な制度を整備してきたところです。

こうした中、岩内町では、本町に住む誰もが、人として尊重され自らの生き方を選び、地域社会の一員として自立した生活ができることを基本理念に、「岩内町障害者計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画」（以下、「前計画」という。）を一体的に策定し、掲げた目標を達成するため、各種施策の推進に取り組んできました。

この度、前計画が令和2年度に終了することに伴い、前計画策定後の関係法令や社会環境等の変化、国・道の動向などを踏まえ見直しを行い、本町の障がい福祉の充実をより一層深めるため、新たな「岩内町障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）の策定を行うものです。

2 計画の性格

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく、障害者のための施策に関する基本的な計画であり、障がい者施策全般の基本的な指針を定めます。

「障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画とし、数値目標を掲げて策定します。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく、障がい児の通所支援及び相談支援に関する実施計画とし、数値目標を掲げて策定します。

本計画の策定にあたっては、国の「第4次障害者基本計画」や道が策定する「第6期北海道障がい福祉計画」を踏まえ、本町の各分野別計画との整合性にも留意し、障がい福祉に関する各施策との十分な連携を図ることとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」について国の基本指針で定める期間である、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、国の障がい福祉政策の見直し等が行われた場合には、必要に応じて、計画期間中でも見直しを行うものとします。

4 計画における「障がい」の表記

本計画では、岩内町の判断により「害」という漢字の好ましくない印象に配慮し、可能な限り「障害」を「障がい」と表記することとしています。

ただし、法令や法令上の固有名詞等は、そのまま漢字で表記しています。

第2章 障がいのある人の状況とサービス提供体制

1 障がいのある人の状況

岩内町の総人口は、近年の国勢調査の推移をみると、15歳未満及び15～64歳の人口は減少しているのに対し、高齢者（65歳以上）人口は増加しています。

身体障害者手帳の所持者数については、減少傾向にあり、障がい区分別に見ると、主に肢体不自由の数が減少しています。

療育手帳の所持者数については、ほぼ横ばいに推移しており、18歳未満の新規所持者が減少していることから現在の所持者で推移していくことが見込まれます。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数については、人口が減少する中で増加しています。自立支援医療（精神）の受給者証所持者も増加していることから今後も増加傾向が続くことが見込まれます。

○岩内町の人口

〔単位：人〕

区 分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総人口	17,895	16,726	15,744	14,451	13,042
15歳未満	2,839 (15.9%)	2,366 (14.1%)	2,113 (13.4%)	1,667 (11.5%)	1,367 (10.5%)
15～64歳	11,803 (65.9%)	10,662 (63.8%)	9,472 (60.2%)	8,396 (58.1%)	7,241 (55.6%)
65歳以上	3,253 (18.2%)	3,698 (22.1%)	4,159 (26.4%)	4,388 (30.4%)	4,408 (33.9%)

※平成27年総人口には年齢不詳26名を含む。

（国勢調査より）

○身体障害者の状況（身体障害者手帳交付者）

〔単位：人〕

区 分	平成 29 年度				平成 30 年度				令和元年度			
	1-2	3-6	小計	計	1-2	3-6	小計	計	1-2	3-6	小計	計
視 覚	24	20	44	44	24	21	45	45	23	24	47	47
	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
聴 覚 平 衡	8	47	55	55	8	47	55	55	7	44	51	51
	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
音 声 言 語	1	11	12	12	1	11	12	12	1	11	12	12
	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
肢 体 不自由	134	252	386	390	131	243	374	377	124	235	359	362
	4	0	4		3	0	3		3	0	3	
内 部	141	62	203	206	140	70	210	213	134	70	204	207
	3	0	3		3	0	3		3	0	3	
合 計	308	392	700	707	304	392	696	702	289	384	673	679
	7	0	7		6	0	6		6	0	6	

※1-2 とあるのは、1 級から 2 級該当。下段は 18 歳未満。

（各年 3 月 31 日現在）

※区分中の内部とは、おもに病気等を原因とする内臓等の機能障がいという。

○知的障害者の状況（療育手帳交付者）

〔単位：人〕

区 分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計
18 歳以上	55	98	153	56	103	159	56	107	163
18 歳未満	4	23	27	2	23	25	2	19	21
合 計	59	121	180	58	126	184	58	126	184

※Aは重度、Bは中・軽度。

（各年 3 月 31 日現在）

○精神障害者の状況（精神障害者保健福祉手帳交付者）

〔単位：人〕

区 分	平成 29 年度				平成 30 年度				令和元年度			
通院数	202				205				210			
交付者	1 級	2 級	3 級	計	1 級	2 級	3 級	計	1 級	2 級	3 級	計
	8	50	19	77	8	51	22	81	6	52	26	84

※通院数とあるのは、自立支援医療費制度の受給者数。

（各年 3 月 31 日現在）

2 主なサービス提供体制

(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、障害のある人の在宅生活、施設生活を支援するために提供されるサービスで、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」があります。

訪問系サービス（★印は岩内町内にある事業所が提供しているサービスです。）

主に在宅で受けるサービスです。

サービス名	事業内容
居宅介護★	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護サービスを提供します。
重度訪問介護★	常時介護を必要とする重度の障がいのある人を対象として、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護サービスを提供します。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しく困難な障がいがあり、常時介護を必要とする重度の障がいのある人が対象となります。 危険を回避するために必要な援助や、外出時の移動中介護等のサービスを提供します。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な障がいのある人に対し、外出時に同行し必要な情報提供や外出時の援助等のサービスを提供します。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人で介護の必要度が著しく高い場合に対象となります。 居宅介護や短期入所等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

日中活動系サービス（★印は岩内町内にある事業所が提供しているサービスです。）

事業所へ通所して受けるサービスです。

サービス名	事業内容
生活介護★	常時介護が必要な障がいのある人を対象に、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、また相談その他日常生活上の支援や、創作的活動や生産活動の機会等のサービスを提供します。
療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアを必要とする障がいのある人に対して、主に昼間、病院その他の施設等で機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

サービス名	事業内容
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体に障がいのある人が対象となります。 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい、または精神障がいのある人を対象とします。 提供するサービス等は前述の自立訓練（機能訓練）と同様です。
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人に対し、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し、帰宅後における生活能力等の維持・向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
就労移行支援	一般企業等への就労（一般就労）を希望する障がいのある人に対して、一定期間、就労の機会を提供するとともに生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練等のサービスを提供します。
就労継続支援 (A型：雇用型)	一般企業等での就労が困難で、就労継続支援事業所との雇用契約により就労が可能な障がいのある人が対象となります。 一般就労に向け、働く場を提供するとともに、生産活動等の機会提供を通じて必要な知識や能力向上のための訓練等のサービスを提供します。
就労継続支援★ (B型：非雇用型)	一般企業等での就労経験があり、年齢や体力等により、雇用されることが困難となった障がいのある人、就労移行支援事業を利用したが、一般企業等との雇用に結びつかず就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された障がいのある人、50歳以上の障がいのある人などが対象となります。 一定の賃金水準のもと、雇用契約は締結せずに就労の機会や生産活動の場を提供し、知識・能力の向上に向けた支援等のサービスを提供します。
就労定着支援	一般就労に移行した障がいのある人の就労継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる日常生活面での相談、指導及び助言等のサービスを提供します。
短期入所★ (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気等で介護できない場合に、短期間、障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

居住系サービス（★印は岩内町内にある事業所が提供しているサービスです。）

入所施設等で夜間に住まいの場として受けるサービスです。

サービス名	事業内容
施設入所支援★	施設に入所している障がいのある人に対し、主に夜間における入浴、排せつ、食事等の介護、また相談その他日常生活上の支援等のサービスを提供します。
共同生活援助★ （グループホーム）	地域で共同生活を営む住居において、主に夜間における入浴、排せつ、食事等の介護、また相談その他日常生活上の援助等のサービスを提供します。
自立生活援助	障害者支援施設又は共同生活援助を行う住居等を利用していた障がいのある人の自宅に定期的に訪問し、生活に必要な情報提供や関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要なサービスを提供します。

（２）障害児通所支援サービス

平成２４年４月に、児童福祉法が改正され、児童デイサービス事業が「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」に変更されるとともに、「保育所等訪問支援」という新たなサービスが加わりました。

（★印は岩内町内にある事業所が提供しているサービスです。）

サービス名	事業内容
児童発達支援★	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。
医療型 児童発達支援	肢体や体幹機能に障がいのある児童に対して、通所施設において児童への日常生活における基本的動作の指導・集団生活への適応訓練及び医療機関と連携した治療を行います。
放課後等 デイサービス★	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度障がいのある児童の自宅に訪問し、日常生活における基本的動作の指導等を行います。

(3) 相談支援サービス

相談支援サービスは、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」及び「障害児相談支援」があります。

岩内町では、岩宇地区相談支援センター（通称：すまいるさぽーと）で障害福祉サービス等の利用調整を行っています。

（★印は岩宇地区相談支援センターが提供しているサービスです。）

サービス名	事業内容
計画相談支援★	障害福祉サービスを利用する人等を対象として、その人の状況にあわせた「サービス等利用計画」を作成し、サービス提供事業者との連絡調整や計画のモニタリング等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人、または病院に長期入院している人が、地域生活へ移行するための相談支援等を行います。
地域定着支援	自宅において単身等で生活している人や、家庭の事情等により同居の家族から支援を受けられない人が、安定した地域生活を送るための相談支援等を行います。
障害児相談支援★	障害児通所支援を利用する障がい児等を対象として、当該児童の状況にあわせた「サービス等利用計画」を作成し、サービス提供事業者との連絡調整や計画のモニタリング等を行います。

(4) 地域生活支援事業

市町村や都道府県が実施主体となって、地域の特性や利用者の状況に応じて事業を実施することにより、福祉の増進を図るとともに安心して住み慣れた地域で暮らすことができる地域社会の実現を目指すものです。

岩内町では以下の全ての事業を実施しております。

事業名	事業内容
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、その人の福祉向上や自立促進及び権利の擁護など必要な支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、発声機能その他の障がいのある人や加齢による難聴のために、日常生活での意思疎通が困難な人を対象に、手話通訳者の派遣など、意思疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員 養成講座	手話奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の確保に努めることにより、聴覚等の障がいのある人の社会参加の促進を図ります。
日常生活用具 給付等事業	重度の障がいのある人等に対し、日常生活の上で利便性のある用具を支給または貸与することにより、福祉の向上を図ります。
移動支援事業	障がいのある人で、屋外への移動（外出時）に支援が必要な人に対して、介助や介護、又は移動手段を提供し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促します。
地域活動支援 センター事業	障がいのある人に対し、創作的活動や生産活動等の機会を提供することで、日中における活動を支援し、地域活動支援の促進を図ります。
身体障害者用 自動車改造費 助成事業	重度の身体障がいのある人が、就労、通学、通院、通所、生業等の用に供するため使用する自家用自動車の改造に要する経費を助成し、社会復帰への支援と福祉の向上を図ります。
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる障がいのある人に対し、民法で定める成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人を一時的に預かることにより、その人を日常的に介護している家族等に一時的な休息を与え、福祉の向上を図ります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

岩内町に住むだれもが、人として尊重され、自らの生き方を選び、
地域社会の一員として自立した生活ができること

障がいのある人が、障がいのない人と同様に権利が守られ、だれもが等しく社会に参加でき、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。

この基本理念は、前計画で掲げていた基本理念であり、計画の根幹をなすものです。そのため、前計画の基本理念を本計画においても継承していくものとします。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けた施策の展開にあたり、以下の基本目標を掲げます。

(1) 地域における生活支援の充実

障がいのある人がかかえる様々な問題に対応できるよう相談専門員等を配置し、地域における相談支援体制を充実させるほか、健康相談や保健指導により障がいのある人の健康管理を支援します。

また、障がいのある人が人権侵害や虐待を受けることがないよう権利擁護や虐待防止に努め、地域で安心して暮らせるような支援体制の充実を図ります。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある子どもが将来、地域の中で自立した生活を営めるよう障がいの早期発見や療育などの支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人の就労の機会を得るために就労の場を確保し、就労が困難な場合でも社会参加の機会が得られるよう多様な活動の場の充実に努めます。

(3) 共に支え合うまちづくり

障がいの有無にかかわらず、共に暮らし支え合うまちづくりを推進するために、ノーマライゼーションの考えのもと、社会的な障壁を感じることなく生活できるよう地域社会の理解促進などに取り組んでいきます。

また、公共施設などの整備により障がいのある人にとって安心して暮らせる環境づくりに努めていきます。

3 施策の展開

(1) 地域における生活支援の充実

① 相談専門員等の活用

障がいのある人のかかえる問題は、近隣の住民がその状況を発見し、担当地区の民生委員等を通じて役場へ連絡されるというのが一般的な情報の流れです。

しかし、問題の発見が障がいのある人と他の住民とのトラブルが発端であるケースも少なくなく、その場合、近隣同士の関係の修復に時間を要したり、場合によっては関係の修復が非常に困難になる事例が見受けられます。

こうしたことから、状況が深刻化しないうちに適切な支援へとつなげていけるよう協力体制の構築に努めていきます。

現在、町内には民生委員・児童委員、身体・知的障がい者の相談員、人権擁護委員などの各種相談員がおりますが、さらに、岩宇地区相談相談支援センターには専門の相談員を配置し、相談機能の充実や近隣町村との連携に努めています。

今後においても、個別のケースに応じた相談支援や、「岩宇地区自立支援協議会」の活動のさらなる活性化により、障がいのある人の就労支援について、関係機関、関係団体の協力を得ながら相談支援体制の充実に努めます。

② 健康相談、保健指導の充実

障がいのある人の健康管理を支援するため、本人や家族等に対する日常的な健康づくりなどに関する知識の普及や情報の提供、健康相談・保健指導の充実に努めます。

また、食事の賄いが困難な障がいのある人に対して、訪問給食サービスを提供することにより、居宅を訪問し、食事の確保、見守り及び健康の保持増進を図ります。

③ 権利擁護と虐待防止

判断能力が十分でなく、日常生活に支障のある知的障がい者及び精神障がい者等への民法で定める成年後見制度の利用に関する支援や、岩内町社会福祉協議会における「日常生活自立支援事業」など、制度内容の普及と各種制度の利用促進を図り、住み慣れた地域で安心して安全に生活を送ることができるよう努めます。

また、平成24年に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、乳幼児期からの家庭訪問による虐待の未然防止と早期発見体制の強化を図り、虐待発生時には各関係機関と連携し、ケース会議を開催するなど、個別の状況に応じた迅速かつ適切な対応が取られるよう支援体制の充実に努めます。

④ 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人が、地域での暮らしの安心感を担保され、親元からの自立等に必要な支援などが進められることは、今後ますます求められていきます。

具体的には、地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談、グループホームへの入居等ひとり暮らしの体験機会と場の提供、ショートステイの活用による緊急時の受入や対応の体制確保、専門的な人材の確保や養成、地域の様々なニーズに対応できるサービス拠点の整備などが求められており、今後障がいのある人の「高齢化・重度化」や「親亡き後」を見据えて、さらに機能の強化を図っていく必要があります。

こうしたことから、国では「地域生活支援拠点」等の整備を進めており、本町においても地域におけるニーズの把握や課題の整理を行い、拠点整備の将来的な必要性などについて、相談支援センターや自立支援協議会を中心とした関係機関と連携し、引き続き検討していきます。

(2) 自立と社会参加の促進

① 養育相談、支援体制の充実

母子保健事業及び乳幼児健診事業などを中心とした障がいの早期発見、早期治療及び療育につなげるため、町の保健センターや相談支援センターとの連携により、相談窓口の強化充実を図ります。

障がいが発見された場合については、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練など、効果的な早期療育が実施できるよう、町立保育所、障害児通所支援事業所では作業療法士などによる巡回相談を定期的に行い、あわせて就学前の児童が小中学校へと円滑に移行していくことができるよう、幼稚園、保育所、障害児通所支援事業所、学校関係者等との連携を図ります。

また、障がいのある人が地域の中で自立した生活を可能とするためには、就学前から就学後、社会参加に至るまでの各段階に応じた支援が必要であります。

そのため、岩宇地域が一体として民間事業者の専門的知識と人材を活用しながら、相談支援センター、障害児通所支援事業所、自立支援協議会、地域子育て支援センターなどの各事業施設と連携し、適切な対応が取られるよう支援体制の充実を図ります。

② 教育的支援の推進

心身に障がいのある就学児童の教育的支援の推進については、障害児通所支援事業所の活用による支援体制の充実や、学校側における特別支援教育コーディネーターを中心とした、児童生徒の将来を見据えた支援に努めます。

また、相談支援センターや自立支援協議会の活動の充実を図り、合わせて岩内町特別支援教育振興会やチャレンジド西後志親の会等の活動を支援し、義務教育終了後の進路や社会参加の取り組みの強化に努めていきます。

③ 就労の場の確保と支援

障がいのある人の就労については、働く意欲や能力がありながら就業に結びつかない場合において、ハローワークや自立支援協議会等の関係機関と連携し、雇用・就労に関する相談支援にに応じていきます。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいた、町の障がい者就労施設等からの物品等の調達方針により、公共施設における清掃作業の委託等を行っており、引き続き関係部署と連携し、雇用・就労に向けた支援に努めていきます。

④ 社会参加への促進

日中のほとんどを在宅で生活している障がいのある人で、一般就労までつながらない人たちへ、社会参加の機会を提供し、地域の中で自立した生活が可能となるよう支援していきます。

そのためには、個々の希望や状況に応じた、余暇活動などのための移動支援事業や、地域活動支援事業（前田の家）、自立訓練事業など、外出のための支援も含め、多様なサービスの選択が可能となるよう事業者とも協議・連携を深め、その充実に努めます。

⑤ 意思疎通支援

視覚、聴覚、音声・言語機能に障がいのある人が、日常生活を送り、各種の情報を得たり社会参加を進めるうえで、意思疎通支援は不可欠な事業となっています。

朗読ボランティア「いなほの会」が行っている、声の広報である「広報いわない」「議会だより」の作成及び、聴覚に障がいのある人の自立や社会参加をより一層促進させるための手話通訳者派遣事業を実施しており、あわせて北海道全域における手話通訳者の広域的派遣体制が図られています。

しかし、現在の社会情勢から、伝えるべき情報が増加する一方、意思疎通支援事業の担い手であるボランティアの方々が、必ずしも充足しているとはいえない状況でもあります。

そのため、町ではボランティア育成として手話奉仕員養成講座を開催しており、受講者が将来的には手話通訳者としても活動してもらえるよう、講座等の研修を継続し、意思疎通支援事業にかかる人材の育成に努めていきます。

(3) 共に支え合うまちづくり

① 地域理解の向上

障がいについての誤解や無関心、さらには差別的な言動などをなくすため、人権擁護の啓蒙運動及び人権教育をはじめとする、正しい知識について理解を深めていく啓発活動の推進が重要となります。

町においては、広く町民の皆さんに理解が得られるよう、「障害者差別解消法の普及啓発」や「発達障がいの理解促進」のパネル展を実施するなど、普及啓発に努めております。

また、外見からは障がいがあることや配慮を必要としていることがわかりにくい方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及啓発を図っています。

今後もこうした啓発活動の推進により、障がいのある人への理解促進に努めます。

② 交流の場の促進

地域の中で支え合う仕組みづくりには、地域の人とふれあい、交流していくことが重要となります。

そのため、障がいのある人の地域交流の場として、北海道や北海道社会福祉協議会では、それぞれ毎年、障がい者スポーツ大会を開催しており、積極的に参加を支援しております。

また、社会福祉法人あけぼの福祉会「あけぼの学園」（知的障害者支援施設）では、小学生との交流や敬老会対象の高齢者に対し、感謝のための記念品を作製・贈呈するなど幅広い活動を行っており、地域住民とさまざまな交流を図っています。

このように、障がいのある人が、スポーツ、文化活動、福祉活動、レクリエーション活動等を通じて地域との交流を深めたり、あるいは障がい者団体の催しなどに多くの方がボランティアとして参加したりすることにより、「障がい」が特別なことではないということを、周りの人たちが認識していくことが極めて重要であり、今後もこうした活動を支援していきます。

③ 生活環境の整備推進

だれもが利用する公共の場や施設などについては、構造的にバリアフリー化が必要であり、町においても道路の点字表示及び段差等の解消のほか、公営住宅においても手すりやエレベーターの設置、車イスでも安全に通行できる通路など、バリアフリー化を進めていますが、十分な状況とはいえません。

こうした中、障がいのある人が安心して外出することができる環境を整えるため、徐々にではありますが、既存の公共施設のトイレ及び身体障がい者用トイレにオストメイト対応設備が整備されています。

今後も障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう環境整備の促進に努めていきます。

④ 安全対策の推進

防災対策において、災害情報等の伝達が最も重要かつ優先されるべき事項ですが、視覚・聴覚に障がいのある（耳の遠い方も含む）人にとっては、刻々と変化することが予想される情報を、正確に得ていくことは非常に難しいことです。

そのため、障がいのある人に対しては、その障がいの特性をよく理解したうえで優先的な配慮とあわせて地域の方々の協力が不可欠となります。

現在、町では万が一の場合に対応できるよう、在宅の高齢者・障がい者手帳等の所持者などを対象に避難行動要支援者名簿への登録を促進し、避難等支援のあり方・しくみづくりなどを進めるとともに、支援協力者となる民生委員・児童委員、町内会・自治会等へも名簿情報を提供し、障がい等の状態に応じた支援体制の整備に努めています。

特に、災害時において、障がいのある人が避難を開始する段階である「避難 準備・高齢者等避難開始」あるいは「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発せられた際には、障がいのある人に過度の不安を抱かせず孤立させないよう配慮し、福祉避難所を開設するとともに、だれもが情報を得られ易いよう災害情報等の連絡体制について充実を図ります。

また、人工透析療法を受けている方には、医療機関の正常な機能の確保が重要となりますが、災害時などの場合には、施設や機器に問題はなくても、継続する停電や断水などにより治療が困難になることも推測されます。

こうした事態に備えて近隣の医療機関と連携を図り、必要時にはただちに移送手段を確保するなど体制の整備に努めます。

第4章 成果目標の設定

成果目標については、国の基本指針で示す目標値を基準に、第6期北海道障がい福祉計画の基本的な考え方を踏まえ、次の5項目を設定しています。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

令和2年3月末現在の福祉施設の入所者数に、国の基本指針に基づいた率を乗じて、令和5年度末の数値目標を設定しています。

項 目	目 標 値	備 考
施設入所者数（実績）	（58人）	令和2年3月31日の施設入所者数
地域生活移行者数	2人	上記施設入所者数の2.4％で設定
施設入所者の減少見込数	3人	上記施設入所者数の4.3％で設定

地域生活とは、障がいのある人が、障がいの程度や種別、年齢に関わらず、希望する地域の中で自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、地域の方々とともに支え合いながら暮らすことと考えています。

そのため、計画においては、「地域生活への移行」を進めるにあたり、地域で必要とするサービス基盤を整備するため、地域生活への移行が見込まれる利用者の数を目標値として整理しています。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築目標

長期入院中の精神障がいのある人が地域移行を進めるにあたっては、自治体が中心となり、地域包括ケアシステムの構築を目指すことが必要となることから、令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を検討します。

3 地域生活支援拠点の整備目標

北海道においては、令和5年度末までに障がい保健福祉圏域内に1か所（全道で21か所）整備することとしております。

本町においては、居住支援機能や相談機能などの地域支援機能を持ち合わせた地域生活支援拠点の整備について、検討を進めていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行目標

障がいのある人が一般就労する際、意欲や障がい特性等に応じ、フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働など働き方は多様であります。

そのため、本計画においては1年間に在宅就労者を含む雇用契約を結んだ新規就労者（就労継続支援A型事業の利用者を除く。）及び自ら創業した者を一般就労者とし、以下の目標値を設定しています。

（１）一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数値目標を国の基本指針に基づき設定しています。

項 目	目 標 値	備 考
年間一般就労者数	2人	令和5年度に移行する人数 国の指針どおり令和元年度実績の 1.27倍以上とする。

（２）就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用率の増加を図り、一般就労への移行目標を達成するため、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しています。

項 目	目 標 値	備 考
令和5年度における就労 移行支援事業の利用者数	1人	国の指針どおり令和元年度実績の 1.3倍以上とする。

（３）就労定着支援事業による職場定着数

就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1年後の職場定着率について、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しています。

項 目	目 標 値	備 考
就労定着支援事業による 職場定着率	70%	就労定着支援事業による支援を開始し た時点から1年後の職場定着率

5 障がい児支援の提供体制の整備目標

(1) 医療的ケア児の支援

医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援が受けられ、地域で安心した生活ができるよう、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

(2) 子どもの発達支援の充実

障がいのある児童が、障がいのあることで大きな不安にならないよう、発達の段階や個々の障がい特性に応じて、健全に育つ権利を保障することが大事であることから子育て支援等の中で早期相談や障がいのある児童の発達支援に着目した専門的な支援を推進していく必要があります。

北海道においては、こうした発達支援を行う子ども発達支援センターを令和5年度末までに障がい保健福祉圏域内に1カ所以上の整備を目標としており、本町においては整備についての検討に努めることとしています。

(3) 難聴児支援体制の構築

難聴がある子どもには早期に聞こえにくさに気づき、適切な支援を行うことが重要であることから新生児聴覚検査などを行い、早く難聴に気づき、療育につなげる取り組みを進めます。

5章 障害福祉サービス等の見込量とその確保

前計画期間における利用実績等に基づき、令和3年度から令和5年度までの各サービスの見込量とその確保について、次のとおり整理します。

1 障害福祉サービス

訪問系サービス

〔人数：延人数・時間：延時間〕

年度 区分		実績			計画見込量		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
居宅介護	人 数	219	195	216	204	192	180
	時 間	2,121	1,937	2,029	1,945	1,861	1,777
重度訪問介護	人 数	24	20	33	36	36	36
	時 間	838	869	1,486	2,664	2,664	2,664
行動援護	人 数	0	0	0	0	0	0
	時 間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人 数	5	0	0	12	12	12
	時 間	12	0	0	36	36	36
重度障害者等 包括支援	人 数	0	0	0	0	0	0
	時 間	0	0	0	0	0	0

(各年3月31日)

《 見込量の考え方 》

居宅介護では、利用年齢層の傾向から、介護保険サービスへの移行による減少を見込んでいるほか、サービス利用人数や利用時間の傾向等から推計しています。

《 見込量の確保方策 》

適切なサービスが受けられるよう、制度の周知、サービスを利用していない障がいのある人への情報提供に努めます。サービス提供事業者に対し、利用者へのサービス拡充に向けて働きかけていきます。

日中活動系サービス

〔人数：延人数・日数：延日数〕

年度 区分		実績			計画見込量		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
生活介護	人 数	893	905	884	908	932	956
	日 数	17,732	17,909	17,774	18,302	18,830	19,358
療養介護	人 数	60	59	71	72	72	72
	日 数	1,820	1,767	2,102	2,190	2,190	2,190
宿泊型自立訓練	人 数	30	13	9	24	24	24
	日 数	851	371	206	730	730	730
自立訓練 (機能訓練)	人 数	0	0	0	0	0	0
	日 数	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人 数	23	14	27	36	36	36
	日 数	395	258	365	792	792	792
就労移行支援	人 数	51	43	36	24	24	24
	日 数	955	941	308	528	528	528
就労継続支援 (A型)	人 数	0	10	27	24	24	24
	日 数	0	142	272	528	528	528
就労継続支援 (B型)	人 数	458	528	624	648	672	696
	日 数	8,479	9,067	11,097	11,625	12,153	12,681
就労定着支援	人 数	0	0	0	12	12	12
	日 数	0	0	0	365	365	365
短期入所 (ショートステイ)	人 数	37	52	46	48	48	48
	日 数	467	488	519	588	588	588

(各年3月31日)

《 見込量の考え方 》

就労継続支援（B型）は、町内にサービス提供事業所が増えていることもあり、それに伴う利用者の増加を見込んでいます。

また、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築により長期入院患者の地域移行が進むことで、地域移行先となる宿泊型自立訓練や自立訓練（生活訓練）の利用者の増加が見込まれます。

《 見込量の確保方策 》

就労機会拡大のため、ハローワークとの連携を強化し、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、雇用に関する情報の収集に努めます。

また、地域移行を進めるにあたって、日中活動の場など必要となる整備について、岩宇地区自立支援協議会で協議・調整をしていきます。

居住系サービス

〔単位：人〕

年度 区分	実績			計画見込量		
	H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
自立生活援助	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	37	40	44	48	51	54
施設入所支援	54	58	55	55	55	55

(各年3月31日)

《 見込量の考え方 》

施設入所者は地域生活への移行を目標に掲げておりますが、高齢化や重度化などにより退所は困難であると考えられます。

共同生活援助の利用者は障がい者の介護者の高齢化に伴い、「親亡き後」を見据えた居住先として需要がさらに高まると想定されます。

《 見込量の確保方策 》

サービス内容が低下しないよう、サービス提供事業者等と連携し、資質の向上を図るとともに、相談者等にサービス内容と提供事業者等に関する情報を提供していきます。

2 相談支援サービス

〔単位：人〕

年度 区分	実績			計画見込量		
	H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
計画相談支援	143	149	152	158	164	170
地域移行支援	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	52	58	61	66	72	78

(各年3月31日)

《 見込量の考え方 》

障害福祉サービス利用者が増加しており、利用増加に伴う計画作成が必要になることから直近の計画相談支援人数を勘案し、推計しています。

《 見込量の確保方策 》

サービス内容が低下しないよう、サービス提供事業者等と連携し、資質の向上を図るとともに、相談者等にサービス内容と提供事業者等に関する情報を提供していきます。

3 障害児通所支援サービス

〔人数：延人数・日数：延日数〕

年度 区分		実績			計画見込量		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
児童発達支援	人 数	173	180	224	260	296	332
	日 数	491	525	674	782	890	998
医療型 児童発達支援	人 数	0	0	0	0	0	0
	日 数	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人 数	226	307	289	325	361	397
	日 数	846	1,021	1,184	1,328	1,472	1,616
保育所等訪問 支援	人 数	7	41	66	90	114	138
	日 数	7	41	66	90	114	138
居宅訪問型 児童発達支援	人 数	0	0	0	0	0	0
	日 数	0	0	0	0	0	0

(各年3月31日)

《 見込量の考え方 》

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、無償化の対象である児童発達支援や保育所等訪問支援の利用が増加しており、本町の出生数の減少を踏まえ推計しています。

《 見込量の確保方策 》

サービス内容が低下しないよう、サービス提供事業者等と連携し、資質の向上を図るとともに、相談者等にサービス内容と提供事業者等に関する情報を提供していきます。

4 地域生活支援事業

〔単位：人数・件数〕

年度 区分		実績			計画見込量		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
相談支援事業（箇所）		1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業 （派遣回数）		48	44	41	48	48	48
手話奉仕員養成講座		7	7	5	14	14	14
日常生活用具 給付事業	介護・訓練支援用具	0	0	0	1	0	1
	自立生活支援用具	1	0	3	1	2	3
	在宅療養等支援用具	1	2	0	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	0	1	0	1	0	1
	排泄管理支援用具	486	484	511	535	559	583
	住宅改修	0	0	0	1	0	1
移動支援事業		12	12	14	13	14	15
地域活動支援センター事業		9	11	10	11	12	13
身体障害者用自動車 改造費助成事業		0	1	0	0	0	1
成年後見制度利用支援事業		0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業		1	1	1	1	1	1

（各年3月31日）

《 見込量の考え方 》

日常生活用具給付のうち、排泄管理支援用具の支給件数が増えており、内蔵機能障害によるストーマ用具が増加しています。

手話奉仕員養成講座は、令和3年度から入門講座の開講を予定しており、手話が初めての人でも受講しやすい内容になっていることから受講者が増える見込みです。

《 見込量の確保方策 》

サービス内容が低下しないよう、サービス提供事業者等と連携し、資質の向上を図るとともに、相談者等にサービス内容と提供事業者等に関する情報を提供していきます。

第6章 計画の推進

1 計画の総合的な取り組み

計画の実行性を高め、着実に推進していくためには、福祉・保健・医療の分野だけでなく、都市計画・防災・教育・環境など、まちづくり全体の構想により障がい者福祉施策が組み込まれた総合的な調和と調整を図る必要があります。

このため、岩内町の関係部局をはじめ、各関係機関との連携及び情報の共有化により計画推進への意見等を求めながら実現に取り組みます。

2 国・北海道及び地域における各種団体等との連携

障がいのある人が、住み慣れ暮らしやすい地域社会で日常生活を送ることができるよう、岩内町をはじめ周辺自治体における行政施策の充実及び国・北海道の各関係機関の積極的な支援と協力、さらには民間企業等の理解が必要となります。

そのため、周辺自治体との連携を一層強化するとともに、国・北海道から高度な専門知識に基づく適切な指導や助言をいつでも受けられるよう体制の整備に努めながら、計画の着実な推進に取り組みます。

3 岩宇地区自立支援協議会

計画の推進にあたり、地域の現状及び障がいのある人の実態について確認していくことが重要となります。

本協議会では、定期的な協議の場を通じ、障がいのある人が住み慣れた地域で生活していくことができるよう、相談支援事業の適切な運営と障害福祉サービスの在り方などを検討しています。

こうした活動をもとに障がいのある人の就労支援や障がい児から障がい者への一貫した施策の充実が図られるよう、岩内町として継続的な「岩宇地区自立支援協議会」の支援に努めます。